

資料3

景観配慮協議の対象行為

景観配慮協議の対象は、景観法第16条に基づく届出対象行為のうち開発事業条例の適用を受けるものを基本とし、500㎡未満の開発行為と工作物の建設等は除きます。

- (1) 500平方メートル以上の土地に関する都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。)第4条第12項に規定する開発行為又は建築物の建築(次に掲げるものを除く。次号において同じ。)
 - ア 建築物(周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超えるもの(以下「斜面地建築物」という。))を除く。)の建築で当該建築物の延べ面積の合計が当該建築に係る土地の面積の50分の1以下のもの。ただし、当該建築に係る土地の面積の50分の1が165平方メートル未満のときは165平方メートル以下と、500平方メートルを超えるときは500平方メートル以下とする。
 - イ 斜面地建築物の建築で当該斜面地建築物の延べ面積が100平方メートル以下のもの
- (2) 次のいずれかに該当する建築物の建築
 - ア 300平方メートル以上の土地(風致地区内のすべての地域及び風致地区外の第一種低層住居専用地域に限る。)における斜面地建築物
 - イ 鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例(平成14年9月条例第5号。以下「開発事業条例」という。)別表第2に掲げる区分1の区域における建築物で高さが12メートルを超えるもの又は階数が4以上のもの
 - ウ 開発事業条例別表第2に掲げる区分2の区域における建築物で高さが12メートルを超えるもの又は階数が4以上(共同住宅(建築基準法第2条第2号に規定する特殊建築物のうち共同住宅、寄宿舎、下宿その他これらに類する用途に供する建築物及び長屋で、住戸の数が3以上のものをいう。))以外の建築物にあっては、高さが15メートルを超えるもの又は階数が5以上のもの

資料4

公表対象の行為

公表対象の行為は、景観配慮協議を行うもののうち、一定規模を超える建築行為とします。

- (1) 500平方メートル以上の土地に関する建築
- (2) 300平方メートル以上の斜面地建築物の建築
- (3) 建築物の高さが12メートルを超えるもの又は階数が4以上のものの建築